



お薬の投薬依頼について

保育園における児童への投薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育士は児童への投薬を行うことが出来ません。

従って、原則として保育園では薬をお預かりしないことになっています。

医師の診察を受けるときは、お子さんが現在保育園に通っていて、保育園では原則薬を飲むことができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方を依頼して下さい。

どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合は、保護者が来園して子どもへ投薬して頂くことになります。

★ ただし、慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、厚生労働省の「保育所保育指針」によって、子どもの主治医または保育園囑託医の指示書に従うとともに、保護者及び保育園相互の連携が必要ですので、保育園へ連絡して下さい。協議した上でご対応させていただきます。

★ 『保護者が来園して子どもへ投薬することがやむを得ずできない場合』

主治医と保護者と保育園で話し合いの上、薬を服用することで通常保育が出来ること判断され、通常保育を希望される場合、保育園の担当保育士及び看護師が保護者に代わって投薬します。

この場合は万全を期すため右の「お薬依頼書」に必要事項を記載して頂き、「お薬」と「薬剤情報提供書」を添付のうえ保育園の担当保育士へお渡し（声かけ）下さい。

以下の注意事項があります。

① 医師の処方による薬に限ります。

×保育園で預かれない薬

例：市販薬、過去受診時に処方された薬、家族や兄弟姉妹に処方された薬など

② 座薬の投薬依頼は医師からの具体的な指示書を添付したものに限り、園でお預かりします。また、初めて使用する座薬は対応できません。必ず看護師と相談して下さい。

③ 症状を保育園で判断しての投薬は行いません。

（熱がでたら、咳がでたら、発作が起こったら・・・）

④ 子どもの体調を伝え、1回ずつに分けて、名前を記入し当日分のみをお渡し下さい。

⑤ 薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまったりした場合、保育園では責任を負いかねます。

⑥ 生活リズムの保持のため、特段の事情がない限り、午睡中（お昼寝）の投薬は対応しかねますので、投薬間隔を考慮してご家庭での投薬時間に留意して下さい。

※ 保育園における投薬に関しその他ご質問・ご不明な点等ありましたら保育園までご相談下さい。

※ 「お薬依頼書」については、右の用紙をコピー又はホームページから印刷してご利用下さい。